

目 次

第1部 相談支援に係る法改正の概要	1	ページ
-------------------	---	-----

平成24年4月からの相談支援体系

第2部 計画相談支援及び障害児相談支援	2 ~ 26
---------------------	--------

I 計画相談支援等の内容	
1 サービス利用支援及び障害児支援利用援助	2
① サービス内容	2
② 支給対象者	2
2 継続サービス利用支援及び継続障害児利用支援	4
① サービス内容	4
② 対象者	4
③ モニタリング期間の設定について	4
(1) モニタリング期間	4
(2) モニタリングの対象者	4
(3) モニタリング期間の設定について	5
④ その他留意事項	6
II サービスの具体的取扱方針	
1 サービス利用支援	8
(1) 計画作成にあたっての留意点	8
(2) アセスメント及び計画案の作成	9
(3) 計画案の交付	9
(4) サービス担当者会議	9
(5) 計画作成及び交付	10
2 継続サービス利用支援	10
III 計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取り扱い	
1 計画相談支援給付費等の支給期間	11
(1) 支給期間の開始日	11
(2) 計画相談支援給付費等の支給期間	11
2 モニタリング期間に係る開始月と終期月	11
(1) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月	12
(2) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の終期月	12
3 具体的な例	12
【例1】平成25年4月から、1年間の支給期間のサービスを利用する場合	12
【例2】平成25年4月から、3年間の支給期間のサービスを利用する場合	13
IV 報酬	
1 サービス利用支援費・障害児支援利用援助費	14
2 継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費	14
V 介護給付費等の支給決定事務取扱い	16
VI 計画相談支援(サービス利用支援)を実施する場合の基本的な流れ	19
VII 計画相談支援(継続サービス利用支援)を実施する場合の基本的な流れ	20
VIII 障害児相談支援(児童福祉法)を実施する場合の基本的な流れ	21

IX 障害児通所支援(サービス利用までの流れ)	22
X サービス等利用計画と個別支援計画の関係	23
XI サービス等利用計画の様式と記入上の留意点	24
1 手続きに必要な書類	24
2 暫定支給決定時における関係機関の対応	25
3 指定特定相談支援事業所等を変更する場合の手続き	25
XII 障がいのある方の介護保険移行に係る流れ	26

第3部 佐世保市地域相談支援事業事務処理要領 27 ~ 43

I 相談支援の充実	27
II 地域相談支援事業の概要	27
1 サービスの内容	27
2 事業の実施者	27
3 矯正施設等入所者の地域移行支援給付費の支給決定等及び給付の実施	27
4 地域相談支援の対象者	28
(1) 地域移行支援	28
(2) 地域定着支援	29
III 地域移行に向けた支援のイメージ①	30
IV 矯正施設を退所する障害者に対する支援イメージ②	31
V 更生保護施設に入所した障害者に対する支援イメージ③	32
VI 地域相談支援給付の支給の流れ	33
VII 支給申請から給付決定まで	34
VIII 地域移行支援の実施について	36
1 地域移行支援計画の作成等	36
2 相談及び援助	36
3 障害者福祉サービスの体験的な利用	37
4 一人暮らしに向けた体験的な宿泊	37
IX 地域定着支援の実施について	38
X 地域相談支援給付費の支給単位	39
1 地域移行支援	39
2 地域定着支援	41

第4部 請求事務 42 ~ 43

- 本手引きの内容は、制度改正等に伴い予告なしに変更されることがあります
- 主な改定 (R3. 7)
- ・計画相談支援の支給対象者
 - ・モニタリング月の標準期間について変更及び標準期間以外の設定基準を記載
 - ・報酬単位の削除
 - ・「介護給付費等の支給決定事務取扱い」の一部変更
 - ・「計画相談支援(サービス利用支援)を実施する場合の基本的な流れ」の一部変更
 - ・「障害児支援計画(サービス利用までの流れ)」の一部変更